

令和2年第2回教育委員会会議議事録

1 開催日時

令和2年2月28日(金) 午後3時00分～午後4時25分

2 開催場所

幕別町教育委員会 会議室

3 出席者

	教育長	菅野 勇次
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	國安 環
	委員	東 みどり
	委員	瀧本 洋次
事務局	教育部長	山端 広和
	学校教育課長	宮田 哲
	生涯学習課長	石田 晋一
	給食センター所長	鯨岡 健
	図書館長	武田 健吾
	総務係長	山田 慎一
	学校教育係長	塚本 真敏
	学校教育推進員	佐藤 充弘
	学校教育推進員	梶原 源基

4 議 事

承認第1号 専決処分した事件の承認について

(令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求について)

承認第2号 専決処分した事件の承認について

(令和2年度教育行政執行方針について)

承認第3号 専決処分した事件の承認について

(令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求について)

報告第3号 令和2年度幕別町一般会計予算の内示について

報告第4号 令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について

報告第5号 令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について

議案第5号 幕別町教育委員会の職務権限に関する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則

議案第6号 幕別町集団研修施設こまはた条例施行規則の一部を改正する規則

- 議案第7号 幕別町まなびや条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第8号 幕別町教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程
- 議案第9号 幕別町特別支援教育支援員配置事業実施要綱の一部を改正する要綱
- 議案第10号 幕別町学校事務補助職員配置要綱の一部を改正する要綱
- 議案第11号 幕別町教育委員会学校教育推進員要綱の一部を改正する要綱
- 議案第12号 幕別町子どもサポーター要綱の一部を改正する要綱
- 議案第13号 幕別町郷土文化特別相談員要綱の一部を改正する要綱
- 議案第14号 幕別町郷土文化研究員要綱の一部を改正する要綱
- 議案第15号 幕別町郷土埋蔵文化研究員要綱を廃止する要綱
- 議案第16号 幕別町図書館に勤務する会計年度任用職員の職務及び勤務時間に関する要綱
- 議案第17号 幕別町学校事務補助職員の配置に関する基本方針の一部を改正する方針
- 議案第18号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

菅野教育長 ただ今から、第2回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、1番瀧本委員、3番國安委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。令和2年第1回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、第1回教育委員会会議録を承認いたします。

次に日程第4、事務報告についてであります。事務局の方から何かございますか。

教育部長(山端 広和) 私の方から、新型コロナウイルスの対応について報告を申し上げます。

ここ1週間ほどの間で、道内でも急速に感染が広がりつつあり、すでに54の方が感染する事態となっており、21日の中富良野町においての小学生の感染者の発生を受け、小中学校の対応については、日々変化している状況下にあります。これまでの動きにつきまして、簡単にご説明いたします。

お手元に配布の事務報告資料をご覧ください。

左から学校への送付日時、発出元、発出元からの受理月日、タイトル、主な内容、町教委対応、ここでの対応は、行動等を伴う動きがあった場合に記載しております。最後はその他動きとして、参考となる内容がある場合に記入しています。

1 ページについては、北海道教育委員会から中国への渡航や帰国した児童生徒の対応などの通知となっております。次のページをお開きください。

No.11に記載に記載のとおり2月21日は、中富良野町で小学生の感染者が確認された日ですが、この日を境に北海道及び北海道教育委員会の動きが加速し、2月24日、No.15の欄になりますが、保護者あてへの北海道知事と北海道教育委員会教育長の連名のメッセージが出され、内容としては、家庭での朝晩の検温実施と発熱等風邪の症状が出た場合は休ませるといったことで、本町においても同日、わかば幼稚園と町内各小中学校を通じて保護者へ周知したところでした。

26日には、No.19の欄になりますが、北海道教育委員会から卒業式縮小の通知があり、これを受け、本町でも予行練習の取りやめや卒業式への在校生の不参加、来賓をPTA会長のみとするなどの対応について方針を定めました。次のページをご覧ください。

同じく26日でNo.21になりますが、北海道教育委員会から新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の要請があり、これを受け、町教委の対応欄にあるとおり、校長会と対応について協議するとともに、13時から管内緊急教育長会議が開催され、最終的には統一的に2月27日から3月4日までの間、小中学校については臨時休業となり、本町においては、わかば幼稚園も含め同様の決定として、周知したところであります。

また、同日、午後6時に臨時校長会議を開催し、臨時休業の経過と卒業式及び学校における対策に係る方針を説明しております。

昨日には、十勝管内で初となる感染者が確認され、町においても対策本部を立ち上げ、イベントや行事等の原則中止を決定したところであります。

昨晚、安部総理大臣が全国の小・中・高校について、春休みまで臨時休業を要請するといったコメントを発表し、道教委でもこうした動きに追随するというコメントもあり、現在のところは、正式な通知は受けておりませんが、情報が入り次第、お伝えしたいと考えております。

なお、本日13時から各教育局でテレビ会議という形で、この問題について話し合いがされていると情報が入っております。詳しいこともこれから出てくると思うので、それを受けて状況を見て、対応していこうと思っております。

現状、今日から休校となっております。従いまして、基本的には子どもたちは自宅待機となっております。そういった対応につきましても、先生方の児童生徒ということで巡回やスクールガードを使用して、公共施設にいないことがないか、見守る体制を各学校と関係者等通じて周知しているところでございます。

以上で事務報告とさせていただきます。

菅野教育長 事務報告につきまして、何か質疑等ございませんか。

瀧本委員 長い臨時休校での授業の遅れ、単位の不足が心配。十勝管内で新型コロナウイルス感染症が発生したことを受けて、消毒等、幕別町ではどのように対応していくのか。

学校教育課長（宮田 哲） 学校につきましては3月4日まで休業となります。今後北海道知事の要請がありますと、今年度いっぱい休業になる可能性が高いと思います。その間の学習に関しては北海道教育委員会でプリントを作り、家庭学習など行うことで網羅していくように考えております。幕別町としては昨日、夕方6時対策本部が立ち上がりました。町長が本部長となって情報が入り次第、対応していきたいと思っております。

教育部長（山端 広和） 消毒液関係は、学校に十分ではないがある程度ストックがあり、使用できるものがあります。児童生徒がいない間に消毒を先生方で行っております。町全体としては薬剤等の入手が極めて困難な状況であります。学童は国で開けた方がいいと動きがあり、

その部分は不透明です。公共施設の閉鎖をするかどうか、長期的なものになるかの判断などが、本日午後5時に対策会議で打ち合わせを行う予定です。基本的に発生したら必ず消毒をするのは間違いないが、事前に予防として消毒を行うのは量が足りない。町主催の行事やイベントは3月末まで中止、会議等につきましても基本的には延期をするが、やむを得ない場合は時間を短縮して行う。極力、人が集まるのを避け、飲食を伴う会合は中止をします。その他、細かい部分は本日举行される本部会議で情報が入ると思います。

菅野教育長 そのほか、質疑等ございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 質疑がないようですので、次に議件に入ります。

次に、日程第5、承認第1号、専決処分した事件の承認について、令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求について説明を求めます。

教育部長(山端 広和) 議案書の1ページをお開きください。

承認第1号、専決処分した事件について報告し承認を求めるものであります。

専決処分した事件につきましては、「令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求について」であります。

今回の補正予算につきましては、国のGIGAスクール構想に伴い、本年1月30日に国の補正予算が成立し、補助事業を活用しながら町内全ての小・中学校において、校内通信ネットワーク環境を整備するための実施設計を行うものであります。

補正予算の要求内容についてご説明申し上げます。

10款 教育費の予算に519万8千円を追加し、予算の総額を16億2,128万5千円とするものであります。

1項 教育総務費、3目 教育財産費、委託料として「校内通信ネットワーク環境整備実施設計委託料」として519万8千円を追加するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。承認のほどよろしくお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

承認第1号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、承認第1号につきましては、原案どおり承認いたしました。

次に、日程第6、承認第2号、専決処分した事件の承認について、令和2年度教育行政執行方針について説明を求めます。

教育部長(山端 広和) 議案書については、2ページになります。

資料につきましては、承認第2号、令和2年度教育行政執行方針をご覧ください。

1ページ目、中段記載のとおり、教育行政執行方針につきましては「第6期幕別町総合計画」基本計画第4章「豊かな学びと文化、スポーツで住まいる」の各節と第1章「協働と交流で住まいる」第3節について、本年度の主な施策について申し上げます。

1つ目、「豊かな人生を育む生涯学習の推進」についてであります。

百年記念ホールや町民会館、忠類コミュニティセンター、図書館など生涯学習施設等の活用を図り、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習施策を展開するとともに、一人ひとりが主体的に学び、その成果を生かすことができる「生涯学習社会」を推進するため、学習情報の効果的な発信に努めるとともに各種事業や生涯学習講座の充実に取り組んでまいります。

図書館では、「図書館を核とした地域づくり」に引き続き取り組むとともに、図書館本館のエアコン増設や図書館システムの更新を進め、「知の拠点」としての機能強化に努めてまいります。

2つ目は、「生きる力を育む学校教育の推進」についてであります。「学校教育の主な施策」について申し上げます。

はじめに、「小中一貫教育の推進」についてであります。小中一貫教育は、昨年度から町内5つの学園で本格的にスタートし、小学生の中学校登校や小学校への乗り入れ授業、小中合同による各種取組が実施され、小学生の中学校進学への不安解消や小中学校間の指導方法の連携につながる効果が徐々に表れてきておりますが、乗り入れのタイミングの設定や実施時期、回数など、より効果的な取組についての研究を進める必要があるものと認識しております。本年度は、それぞれの学年の発達段階における子供像の達成目標の設定に取り組むとともに、その目標達成に向けた手立ての具体化と実践・検証を行なってまいります。

続いて、「いじめや不登校の対応」についてであります。いじめへの対応につきましては、教育相談やアンケート調査、ネットパトロール等の実施を通して、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、「いじめは絶対に許されないことである」という意識形成の取組を推進してまいります。不登校の児童生徒への対応につきましては、小学生も増えつつあることから小中一貫教育の視点で連携を図り、児童生徒に応じた支援に努めてまいります。

また、「子どもサポーター」や「スクールカウンセラー」、「スクールソーシャルワーカー」を活用し、いじめの防止や不登校の解消に努めるとともに、「まっく・ぎ・まっく」の利用を勧めるなど、児童生徒に寄り添った対応を行なってまいります。

次に、「学校教育の充実」についてであります。本年度は、小学校、中学校の各1校において、劇作家で演出家であります町友の平田オリザ氏を講師として、授業の中で演劇手法を用いたワークショップを実施し、児童生徒がテーマに沿い、問題解決策を導き出す過程を学ぶことでコミュニケーション能力の向上につなげてまいりたいと考えております。

また、町内の中学校1校で、「観光教育」として、修学旅行で訪問予定の横浜市内の商店街を会場に、幕別町観光物産協会のご協力をいただきながら、買い物等で訪れる方に地元の農産物と合わせてパンフレット等を配付するなど、町の魅力をPRする取組を計画しております。この取組により、生徒たちが町の魅力を再認識するきっかけになるとともに、公共の場におけるマナーや社会性を身に付け、町の認知度向上にもつながるものと考えており、町部局と連携しながら取組を進めてまいります。

次に、「教育施設の整備」についてであります。町内の学校施設につきましては、令和元年度に劣化度調査を実施いたしました。本年度は、長寿命化計画を策定し、学校施設の計画的な整備に努めてまいります。

また、国では新たな時代を担う人材の教育や個々に応じた学習にふさわしい環境を速やかに整備するため、学校における高速大容量のネットワーク環境の整備の推進と、令和5年度までに全学年の児童生徒一人ひとりに端末を配備し、十分に活用できる環境の実現を目指すGIGAスクール構想を掲げております。

本町といたしましても、国の補助金を活用しながら、児童生徒1人1台の端末整備に向けて、本年度、高速大容量の通信ネットワーク整備を実施してまいります。

次に、「高等学校への支援」についてであります。2年目を迎える「幕別清陵高等学校」につきましては、文理探求、福祉、ビジネス、スポーツ&ヘルスの四つのコースが開設されることから、地域への誇りと愛着を持ち、地域の未来を担う人材を育む高校となるよう、引き続き部活動振興や各種教育活動に対する支援を実施してまいります。

また、中札内高等養護学校幕別分校につきましては、校外学習や実習体験等教育振興に対する支援を行い、本年度限りで閉校いたします幕別高等学校及び江陵高等学校につきましては、閉校式典等に要する費用の支援も行なってまいります。

次に、「信頼される学校づくりの推進」についてであります。昨年度から学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを導入いたしました。本年度は、子供たちの現状と課

題等について、より一層の熟議の中で、学校と地域の目標の共有化に努めながら、地域とともにある学校づくりを進めてまいります。

また、学校における働き方改革につきましては、教員が児童生徒と向き合うための時間を確保するため、学校事務補助職員の配置や、また特別教育支援員配置を通じて、児童生徒の学校生活の支援を行っていきたいと思います。

3つ目は、「青少年の健全育成の推進」についてであります。

郷土の歴史や自然体験など幅広い学習機会を通して、ふるさとに愛着を持った豊かな人間性を育てるため、引き続き「ふるさと館ジュニアスクール」や「学び隊」などを実施してまいります。

また、「幕別町PTA連合会」や「幕別町児童生徒健全育成推進委員会」のほか、子ども会などの活動に対する支援を通じて、未来ある青少年が心身ともに健やかに育つ環境づくりを推進してまいります。

4つ目は、「芸術・文化活動の振興」についてであります。「百年記念ホール」の指定管理者であります「NPO法人まくべつ町民芸術劇場」と協働・連携を図り、国内外の優れた作品の鑑賞機会を提供するとともに、施設の老朽化対策として本年度は、温水ボイラー2基の改修工事を実施いたします。

5つ目は、「歴史的文化の保存・伝承」についてであります。本町の歴史的資料やアイヌ文化資料を収集、保存、展示しているふるさと館や蝦夷文化考古館、ナウマン象記念館のそれぞれの特長を生かし、郷土の歴史や文化等を学習する場としての活用を図ってまいります。

また、忠類ナウマン象化石骨発掘50周年の節目の年となりますことから、関係機関の協力をいただきながら、足跡化石の発掘調査をはじめ児童、生徒の発掘体験や現生象との骨比較展示などの記念事業を実施し、忠類ナウマン象の歴史を継承し未来へとつなげてまいります。

6つ目は、「健康づくりとスポーツ活動の振興」についてであります。本年度の「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」では、過去2年にわたり開催いたしました「町民と考えるオリンピックの町ワークショップ」の提言に加え、専門家や関係機関の意見を踏まえ、今後も永続的にスポーツを軸としたまちづくりを推進していくため「スポーツ推進計画」の策定に取り組むとともに、オリンピックの学校訪問やパラスポーツ実践事業のほか、大学のスポーツ合宿誘致事業などを実施してまいります。

また、本年、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますことから、本町出身オリンピックの動向につきまして、町のホームページやSNSを活用し、最新情報や大会スケジュール等を広く発信するなど、多くの町民とオリンピックを応援する機運を醸成してまいりたいと考えております。

最後に、「国内交流や国際交流の推進」についてであります。国内交流につきましては、埼玉県上尾市、高知県中土佐町及び神奈川県開成町と相互交流を開催しているところであり、本年度は、受入れの年となり、本町を訪れる児童との交流を通して、次世代を担う人材を育成するため、小学生国内研修事業を展開してまいります。

また、国際交流では、オーストラリアのキャンベラ市との相互交流を本年度も中学2年生16名と幕別清陵高等学校1年生3名、合わせて19名の派遣を予定しております。

以上、教育行政執行方針につきましては、昨日開会いたしました、令和2年第1回町議会定例会において、教育長から述べさせていただいたところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

承認第2号について、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、承認第2号につきましては原案どおり承認いたしました。

次に日程第7、承認第3号、専決処分した事件の承認について、令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求について説明を求めます。

教育部長（山端 広和） 議案書の3ページをお開きください。

承認第3号、専決処分した事件について報告し承認を求めるものであります。

専決処分した事件につきましては、「令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求について」であります。

補正予算の要求内容についてご説明申し上げます。

10款 教育費の予算を1,092万3千円減額し、予算総額を16億1,036万2千円とするものであります。

1項 教育総務費、86万8千円を減額するものであります。

2目 事務局費は、修学支援資金で対象者が1名増となるため追加するものです。

6目 学校給食センター管理費のうち共済日、賃金、工事請負費については、執行算で、需用費については、給湯・給水用の加圧ポンプの修繕料を追加するものです。

2項 小学校費、4万4千円を追加するものであります。

2目 教育振興費のうち、修学旅行費扶助は執行残で、卒業アルバム費扶助は、本年度から就学援助の対象項目に卒業アルバム費が追加されたことによる予算の追加であります。次のページをお開きください。

3項 中学校費、208万2千円を減額するものであります。

2目 教育振興費のうち、負担金補助及び交付金及び扶助費のうち、修学旅行費扶助は執行残で、卒業アルバム費扶助は、小学校費と同様に追加するものであります。

5項 社会教育費、71万8千円を追加するものであります。

1目 社会教育総務費は、対象者の増によるものであります。

2目 公民館費は、駒島公民館駐車場の修繕料を追加するものであります。

5目 ナウマンゾウ記念館管理費と6目 集団研修施設費は、現計予算に不足が見込まれることから所要の費用を追加するものであります。

8目 百年記念ホール管理費は、執行残であります。

6項 保健体育費は、873万5千円を減額するものであります。

1目 保健体育総務費は、全道・全国大会参加奨励金であります。対象者の増により追加するものであります。

2目 体育施設費は、札内スポーツセンターのボイラー修繕料を追加するもので、農業者トレーニングセンター改修工事は執行残であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。承認のほど、よろしく願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑等をお受けいたします。

（ありません。）

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

承認第3号について、原案とおりに承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

菅野教育長 異議なしと認め、承認第3号につきましては、原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第8、報告第3号、令和2年度幕別町一般会計予算の内示について、説明を求めます。

教育部長（山端 広和） 議案書の5ページ、令和2年度幕別町一般会計予算の内示について、ご説明いたします。

別紙の報告第3号説明資料1をご覧ください。

教育委員会として、令和2年度一般会計予算について要求いたしました結果について、去る、1月30日に内示がありましたので、ご報告いたします。

歳出予算の内示額であります。説明資料1の1ページをご覧ください、10款教育費、予算要求額①の欄であります。15億1,923万8千円の要求に対し、内示額②の欄であります。14億6,020万8千円であり、要求額に対し、5,903万円の減額内示となったところであります。

令和元年予算額③の欄であります。15億6,597万1千円でありましたので、令和2年度と比較いたしますと、比較②-③の欄であります。1億576万3千円の減額となっております。それでは、主な事業についてご説明させていただきます。

資料は、報告第3号、説明資料2の「令和2年度当初予算に係る教育費の主要事業（ソフト事業含む）について」と、説明資料3の「令和2年度当初予算に係る教育費の主要事業（ソフト事業含む）の予算要求に係る変更事業等」になります。

はじめに、説明資料2の1ページをご覧ください。

主要事業についてであります。

1項 教育総務費、2目 事務局費の教育総務事務事業であります。小学校の周年事業補助金と幕別高校と江陵高校の閉校式に係る補助金であります。

魅力ある高校づくり支援事業につきましては、町内3つの高校と中札内高等養護学校幕別分校に対する補助金であります。

3目 教育財産費のうち、学校教育施設整備事業については、学校林の更新工事や教職員住宅のリフォーム工事、白人小学校屋内運動場屋根改修工事などを行うものであります。

6目 学校給食センター管理費は、学校給食センター給食提供事業として幕別学校給食センターのご飯茶わんや仕切り皿などの更新、材料費、学校給食センター維持管理事業は、幕別学校給食センターの調理場内のスポットエアコン取り付け工事などが主なものであります。

2項 小学校費、1目 学校管理費（小学校）で、小学校維持管理事業では、引き続き事務補助職員及び特別支援教育支援員を配置してまいります。

2ページをご覧ください。2目 教育振興費（小学校）であります。

小学校教育活動推進事業では、国語において落語家に来ていただくための講師謝礼や教育用ICT機器として、小学校9校のICT機器の整備費に係る備荒資金組合への返済、学校図書整備などであります。

保護者費用負担軽減事業では、卒業アルバム費扶助が前年度当初にはなかったため新規となっております。

3項 中学校費、1目 学校管理費（中学校）で、中学校維持管理事業では小学校同様、引き続き事務補助職員及び特別支援教育支援員を配置してまいります。

2目 教育振興費の中学校教育活動推進事業では、町友の平田オリザ氏を招いたワークショップを授業で実施する予定のほか、全道・全国文化スポーツ大会参加奨励金、中学校5校のICT機器の整備費に伴う備荒資金組合への返済などであります。

保護者費用負担軽減事業については、修学旅行支援事業補助金が主なものであります。

5項 社会教育費、1目 社会教育総務費では、次のページをご覧ください。

小学生国内交流事業では、新年度は受入れの年にあたるため、その費用が主なもので、中学生・高校生海外研修事業は、中学生2年生16名と清陵高校生1年生3名の参加補助金であります。

5目 ナウマン象記念館管理費では、ナウマン象足跡発掘プロジェクト事業として、発見50周年記念として発掘調査や特別展などの実施にかかるもの、ナウマン象記念館発掘等体験講座事業は、講座や発掘体験などが主なものであります。

7目 図書館管理費のうち、図書館を核とした地域づくり事業では、落語会の開催のほか引き続き、ストレス測定及び活字と笑いの提供により、予防医療・医療費負担軽減につなげるとともに、知の拠点としての情報発信を実施してまいります。

8目 百年記念ホール管理費、百年記念ホール維持管理事業では、改修計画に基づき実施しておりますが、次年度はボイラー改修工事が主なものであります。

6項 保健体育総務費、保健体育総務事務事業は、スポーツ推進員の活動や全道・全国大会奨励金が主な経費であります。

次に、スポーツ推進事業については、リフレッシュ教室や初心者教室、トレーニング指導員の出前講座等にかかる費用が主なものであります。

2目 体育施設費、屋外体育施設維持管理事業では、運動公園施設やスケートリンク管理に係る経費のほか、野球場の整備などが主なものであります。町民プール維持管理事業は、6か所のプール監視員の報酬のほか、札内北町民プール上屋シートの更新などであります。

次に、2款 総務費、1項 総務管理費、20目 地方創生推進事業費では、アスリートと創るオリンピックの町創生事業として、オリンピック学校訪問事業や町内出身アスリートによる訪問事業を予定としているほか、パラリンピック競技の実践事業や慶應義塾体育会野球部の合宿誘致、東京オリンピック・パラリンピック出場者の応援機運を盛り上げるための応援グッズやポスター等を作成するため実行委員会設置に伴う補助金支出などが主な内容であります。

次に、説明資料3をご覧ください。

主要事業の予算要求に係る変更事業であります。それぞれ、事業名ごとで新規・継続別、予算要求額と内示額、内示の内容を記載しておりますので、のちほどご覧いただきたいと思っております。

なお、本予算は、昨日開会いたしました、令和2年第1回町議会定例会に提案され、3月10日から12日の予算審査特別委員会での審議を経て、3月19日の定例会最終日に議決される予定であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。報告第3号につきましては、報告のとおりといたします。

日程第9、報告第4号、令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について及び日程第10、報告第5号、令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求結果については、一括して説明を求めます。

教育部長(山端 広和) 議案書の6ページをお開きください。

報告第4号、令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について、ご説明を申し上げます。

令和2年第1回町議会定例会が、2月27日に開会され、本議会に、教育委員会として、補正予算を要求いたしましたので、その要求結果についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、10款 教育費の予算を519万8千円追加し、予算の総額を16億2,128万5千円として、昨日開催された本定例会で専決処分として報告され、要求どおり承認されたところであります。

内容といたしましては、先ほど承認第1号でご説明させていただいたとおりであります。

議案書の7ページをお開きください。

報告第5号、令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について、ご説明を申し上げます。

令和2年第1回町議会定例会が、昨日、2月27日に開会され、本議会に、教育委員会として、補正予算を要求いたしましたので、その要求結果についてご説明いたします。

補正予算につきましては、10款 教育費の予算を1,092万3千円減額し、予算の総額を16億1,036万2千円として、昨日開催した本定例会に提案され、要求どおり議決されたところであります。

内容といたしましては、承認第3号でご説明させていただいたとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより一括して質疑等をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。

報告第4号及び報告第5号につきましては、報告のとおりといたします。

次に、日程第11、議案第5号、幕別町教育委員会の職務権限に関する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則から日程第22、議案第16号幕別町図書館に勤務する会計年度任用職員の職務及び勤務時間に関する要綱までは関連がありますので、一括して説明を求めます。

学校教育課長(宮田 哲) 日程第11、議案第5号から日程第12、議案第16号につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員の制度が導入されることに伴う改正であります。順を追って説明いたします。

始めに、私から議案第5号と議案第8号から議案第12号について説明いたします。議案第5号、「幕別町教育委員会の職務権限に関する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。

お手元に配付の議案第5号説明資料をご覧ください。新旧対照表になります。左が現行規則、右が改正規則になります。

第2条第5号中「臨時又は非常勤の職員」を、「会計年度任用職員」に改めるものであります。議案書9ページにお戻りください。

附則につきましては、施行期日を令和2年4月1日からとするものであります。

議案第8号、「幕別町教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程」について、ご説明申し上げます。

お手元に配付の議案第8号説明資料をご覧ください。新旧対照表になります。左が現行規程、右が改正規程になります。

別表第1、教育部長専決事項の9、「臨時職員(パートタイマーを含む)」を、「会計年度任用職員」に改め、別表2、課長共通専決事項の13、「賃金」を「給与、共済費」に改めるものであります。議案書12ページにお戻りください。

附則につきましては、施行期日を令和2年4月1日からとするものであります。

議案第9号、「幕別町特別支援教育支援員配置事業実施要綱の一部を改正する要綱」について、ご説明申し上げます。

これから説明いたします。議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号につきましては、会計年度任用職員への移行に伴う改正と勤務条件、服務等を正職員と同等の扱いとするための改正であります。

お手元に配付の議案第9号説明資料をご覧ください。新旧対照表になります。左が現行要綱、右が改正要綱になります。

第5条第1号中「地方公務員法、第22条第5項に規定する臨時的任用職員の職員」を「地方公務員法、第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改め、第3号、「幕別町臨時職員のうち日額賃金を支給する者の取扱基準」を「職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例」に改めるものです。議案書13ページにお戻りください。

附則につきましては、施行期日を令和2年4月1日からとするものであります。

議案第10号、「幕別町学校事務補助職員配置要綱の一部を改正する要綱」について、ご説明申し上げます。

お手元に配付の議案第10号説明資料をご覧ください。新旧対照表になります。左が現行要綱、右が改正要綱になります。

第5条第1号中「地方公務員法、第22条第5項に規定する臨時的任用職員の職員」を「地方公務員法、第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改め、第3号、「幕別町臨

時職員のうち日額賃金を支給する者の取扱基準」を「職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例」に改めるものです。議案書14ページにお戻りください。

附則につきましては、施行期日を令和2年4月1日からとするものであります。

議案第11号、「幕別町教育委員会学校教育推進員要綱の一部を改正する要綱」について、ご説明申し上げます。

お手元に配付の議案第11号説明資料をご覧ください。新旧対照表になります。左が現行要綱、右が改正要綱になります。

第2条中「幕別町嘱託職員取扱いに関する要綱に規定する嘱託職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改め、第5号中「嘱託職員要綱」を「職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例」に改めるものです。議案書16ページにお戻りください。

附則につきましては、施行期日を令和2年4月1日からとするものであります。

議案第12号、「幕別町子どもサポーター要綱の一部を改正する要綱」について、ご説明申し上げます。

お手元に配付の議案第10号説明資料をご覧ください。新旧対照表になります。左が現行要綱、右が改正要綱になります。

第5条第1号中「地方公務員法、第22条第5項に規定する臨時的任用職員の職員」を「地方公務員法、第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改め、第3号中「幕別町臨時職員のうち日額賃金を支給する者の取扱基準」を「職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例」に改めるものです。議案書17ページにお戻りください。

附則につきましては、施行期日を令和2年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

生涯学習課長（石田 晋一） 議案第6号、幕別町集団研修施設こまはた条例施行規則の一部を改正する規則及び議案第7号、幕別町まなびや条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が始まることから、集団研修施設こまはた及びまなびや相川、中里の管理につきまして、管理人の任用から私人への管理委託に変更するため、所要の改正を行うものであります。

はじめに、議案第6号説明資料の新旧対照表をご覧ください。「幕別町集団研修施設こまはた条例施行規則」の一部改正であります。第2条につきましては、施設の管理委託への移行に伴い管理人の規程を削除するものであります。第3条につきましては、第2条第4項を削除することに伴う文言整理による改正であります。

次に、議案第7号説明資料の新旧対照表をご覧ください。「幕別町まなびや条例施行規則」の一部改正であります。施設の管理につきまして、管理人の任用から管理委託に変更するため、管理人について規定しております第2条を削除し、第3条から第9条までを1条ずつ繰り上げるものであります。議案書に戻りまして、10ページ及び11ページをご覧ください。

附則についてであります。ただいまご説明いたしましたいずれの規則も、施行期日を令和2年4月1日からとするものであります。

続いて、議案第13号、幕別町郷土文化特別相談員要綱の一部を改正する要綱から、議案第15号、幕別町埋蔵文化研究員要綱を廃止する要綱までにつきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第13号、幕別町郷土文化特別相談員要綱の一部を改正する要綱及び議案第15号、幕別町埋蔵文化研究員要綱の一部を改正する要綱につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員制

度が始まることから、研究員及び特別相談員の身分を非常勤特別職から有償ボランティアに変更するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第15号、幕別町埋蔵文化研究員要綱を廃止する要綱につきましてご説明いたします。埋蔵文化研究員は、幕別町の埋蔵文化財の調査、研究及び保存並びに管理を適切に行うとともに、その活用を図り、町民の埋蔵文化財に対する理解を深めることを目的に平成24年度に設置されたところであります。今後、埋蔵文化研究員を任用し、調査研究する事業の実施見込みがないことから廃止するものであります。

それでは、議案第14号説明資料の新旧対照表をご覧ください。「幕別町郷土文化特別相談員要綱」の一部改正であります。同要綱第2条に規定しております郷土文化特別相談員の身分につきまして、有償ボランティアと規定するものであります。また、身分が非常勤特別職ではなくなることから、第3条及び第4条、第6条を削除し、第5条に規定しております謝礼につきまして、旅費相当額を加算するよう改めるものであります。

次に、議案第15号説明資料の新旧対照表をご覧ください。「幕別町郷土文化研究員要綱」の一部改正であります。はじめに、同要綱第2条に規定しております郷土文化研究員の身分につきまして、有償ボランティアと規定するものであります。

次に第5条第1項に規定しております謝礼につきまして、「年額72万円」から「日額5千円」に改め、同条第2項及び第3項を削除するものであります。また、身分が非常勤特別職ではなくなることから、第3条及び第4条を削除し、第5条及び第6条を1条ずつ繰り上げるものであります。議案書に戻りまして、18ページから20ページをご覧ください。

附則についてであります。只今ご説明いたしましたいずれの要綱も、施行期日を令和2月4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

図書館長（武田 健吾） 議案第16号、「幕別町図書館に勤務する会計年度任用職員の職務及び勤務時間に関する要綱について」ご説明申し上げます。

議案書の20ページをお開きください。

はじめに、本要綱を制定する経緯と趣旨について申し上げます。町では、本年4月から会計年度任用職員制度を導入するにあたり、関係条例規則等の整備を進めており、図書館に勤務する会計年度任用職員の職種につきましても、「幕別町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則」で定めております。図書館に勤務する会計年度任用職員につきましては、職種・職務によりフルタイムとパートタイムがあり勤務時間が異なることに加え、パートタイムの会計年度任用職員におきましても、その職種・職務により勤務時間が異なります。採用の方法や給与など会計年度任用職員制度全体に共通する必要事項につきましては、地方公務員法や町長部局で整備する条例規則等で定められますが、これら法令に規定のない、図書館に勤務する会計年度任用職員の職種ごとの職務及び勤務時間を明文化するため制定するものであります。以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第1条では、ただいま申し上げました本要綱を制定するにあたっての趣旨を定めるものであります。

第2条では、会計年度任用職員として採用いたします図書館司書、移動図書館車の運転手、事務補助員の職務を定めるものであります。

第3条では、第2条に掲げた職種それぞれの勤務時間を定め、フルタイムの会計年度任用職員である図書館司書につきましては、「幕別町教育委員会事務局職員の勤務時間及び休日休暇に関する規程」で定める一般職の職員の勤務時間と同じく、通常は9時30分から18時15分まで、札内分館において夜間開館の勤務にあたる場合は、11時30分から20時15分までとし、21ページの別表になりますが、パートタイムの会計年度任用職員につきましては、移動図書館車の運転手の勤務時間を現行どおりの9時30分から17時15分まで、事務補助員につきまし

ては、9時30分から17時45分までと定めるものであります。21ページに戻りますが、第4条には委任規定を定めるものであります。

附則につきましては、第1項で本要綱の施行日を本年4月1日からとし、第2項で、図書館に勤務する臨時職員等の任用、賃金、勤務条件を定めている「図書館に勤務する臨時職員等の任用、賃金、勤務条件に関する要綱」を、本要綱の施行と同時に廃止するものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより、議案第5号から議案第16号まで一括して質疑を受けいたします。

瀧本委員 有資格者と無資格者の要綱の違いはあるのでしょうか。

学校教育課長(宮田 哲) 特別支援教育支援員は有資格者と無資格者で要綱を分けております。内容といたしましては、教員免許を持っている人は有資格者、それ以外は無資格者としております。職務内容としては、有資格者は学習支援と生活介助、無資格者は生活介助として分けております。賃金につきましては、賃金の差を設けております。

図書館長(武田 健吾) 有資格者は資格を持って業務にあたるのが業務の遂行するうえで適切であると考えております。無資格者につきましては、忠類地域の図書館司書のサポートをする職務となっております。資格の有無で賃金の差があります。

菅野教育長 ほかに何かございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

始めに議案第5号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第5号については原案どおり可決しました。

次に、お諮りいたします。

議案第6号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第6号については原案どおり可決しました。

次に、お諮りいたします。

議案第7号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第7号については原案どおり可決しました。

次に、お諮りいたします。

議案第8号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第8号については原案どおり可決しました。

次に、お諮りいたします。

議案第9号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第9号については原案どおり可決しました。

次に、お諮りいたします。

議案第10号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第10号については原案どおり可決しました。

次に、お諮りいたします。

議案第11号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第11号については原案どおり可決しました。

次に、お諮りいたします。

議案第12号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第12号については原案どおり可決しました。

次に、お諮りいたします。

議案第13号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第13号については原案どおり可決しました。

次に、お諮りいたします。

議案第14号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第14号については原案どおり可決しました。

次に、お諮りいたします。

議案第15号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第15号については原案どおり可決しました。

次に、お諮りいたします。

議案第16号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第16号については原案どおり可決しました。

次に、日程第23、議案第17号、幕別町学校事務補助職員の配置に関する基本方針の一部を改正する方針について説明を求めます。

学校教育課長(宮田 哲) 議案第17号、「幕別町学校事務補助職員の配置に関する基本方針の一部を改正する方針」について、ご説明申し上げます。

本方針は町内小中学校に配置しております事務補助職員の配置基準を定めた方針であり、この度、配置基準の拡大を行うことから所要の改正を行うものであります。

お手元に配付の議案第17号説明資料をご覧ください。新旧対照表になります。左が現行方針、右が改正方針になります。

(1) こちらは小学校になりますが、「普通学級7学級以上」を「普通学級が6学級以上及び特別支援学級が2学級以上の場合又は「小中学校及び中学校の県費負担教職員定数配置基準」(平成3年北海道教育委員会決定)に基づく教職員が12人以上の場合」に改めるものです。こちらにつきましては、教職員の働き方改革を進めるなかで、これまで、事務補助職員の配置基準を普通学級7学級としておりましたが、昨今の児童生徒数が減少に伴い普通学級も減少していますが、特別支援学級数が増えていることを考慮して、普通学級6学級に特別支援学級2学級を加えたものを基本とするものです。合わせて教職員数が12人以上の場合につきましては、普通学級6学級と支援学級2学級を基本としますが、それにこだわらず12人以上の教職員数とするものです。

同じく(2)は中学校になりますが、「普通学級が4学級以上の場合」を「普通学級が3学級以上及び特別支援学級が2学級以上の場合又は「小学校及び中学校の県費負担教職員定数配置基準(平成3年北海道教育委員会決定)に基づく教職員数が14人以上の場合」に改めるものです。議案書22ページにお戻りください。

附則につきましては、施行期日を令和2年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第17号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第17号については原案どおり可決しました。

次に、日程第24、議案第18号、要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定につきましては、プライバシー保護のため「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。

菅野教育長 議案については、以上となりますが、このほか皆さんからなにかございませんか。

菅野教育長 そのほかになにかございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 以上をもちまして、本日の日程の全てが終了しましたので、第2回教育委員会会議を閉じます。